

Ⅱ 「参画と協働」が進むと…

県民の皆さん同士、県民の皆さんと県が知恵や力をあわせ、「参画と協働」に取り組むことにより、下記のような効果が生まれ、誰もがいきいきと活動する「元気な兵庫」「美しい兵庫」が実現します。

(1) 住みやすい地域社会づくりにつながります

県民一人ひとりが地域のことを考え、みんなで地域の持つ力を向上させることで、しあわせや夢を実現できる、住みやすい地域社会づくりにつながります。



(2) 地域とのかかわりのなかで豊かな暮らしを実感できます

すすんで地域づくり活動に取り組むことで、地域社会の役立っているという実感を持つことができ、温かい人間のもとに、こころ豊かな暮らしの実現につながります。



(3) サービスの幅が広がります

地域団体やNPOなどが力を発揮することで、行政のみでは難しかった、地域の特性やニーズに応じた、日常生活に必要なきめこまやかなサービスが提供されることとなります。



(4) 行政のあり方が絶えず見直されます

県民の皆さんと行政が協働することで、行政の考え方やしくみも改善され、施策のスムーズな形成・実施はもちろん県民の視点に立った行政サービスの向上につながります。



(5) 県民の皆さんと行政の信頼関係が深まります

県民の皆さんと行政が協働することで、お互いの特性や違いを認め、触発しあうなかで、対等なパートナーシップに基づく確かな信頼関係が深まります。



さあ「参画と協働」をはじめよう!

○参画・協働条例

兵庫県では、これらの活動を確かなものにするため、「県民の参画と協働の推進に関する条例（平成15年4月施行）」を制定し、同条例を具体化するために策定した「地域づくり活動支援指針」「県行政参画協働推進計画」（平成18年3月改定）に基づき、県民の皆さんとともにさまざまな施策に取り組んでいます。

*「県民の参画と協働の推進に関する条例」や「地域づくり活動支援指針」「県行政参画協働推進計画」について知りたいと思われた方は、参画協働課（078-362-4015）までお問い合わせください。

<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/sankaku/index.html>